

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

I 背景

令和3年6月14日（月）から24日（木）にかけて開催された第43回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区における活動の許可条件等を定める管理計画の改正及び新規策定並びに南極史跡記念物一覧表の改正の採択が行われた。

これらの改正を国内担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成9年総理府令第53号。以下、「施行規則」という。）の一部を改正するもの。

II 概要

1. 南極特別保護地区の区域の変更及び新規指定（施行規則第1条及び別記関係）

6の南極特別保護地区（第5、第21、第39、第48、第55及び第59）の区域の図面を更新し、3つの南極特別保護地区を新規指定する。

2. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（施行規則第12条及び別表第6関係）

以下の南極特別保護地区について、認められる活動要件を変更又は新規策定する。

（1）第4南極特別保護地区

- ・当該地区における回転翼航空機の着陸の原則禁止を追加
- ・当該地区における回転翼航空機の低空飛行の原則禁止を追加

（2）第5南極特別保護地区

- ・当該地区における航空機の着陸指定地点の変更
- ・当該地区における航空機の低空飛行禁止範囲を削除し、当該地区における南極鳥類の繁殖地上空の低空飛行を原則禁止に変更
- ・当該地区に未調理の家きん等の持込みの一律禁止を追加

（3）第6南極特別保護地区

- ・当該地区における車両の使用の一律禁止を原則禁止に変更
- ・当該地区における野営指定地点を削除し、当該地区における野営を原則禁止に変更
- ・当該地区に未調理の家きん等の持込みの一律禁止を追加

（4）第21南極特別保護地区

- ・当該地区における航空機の着陸の一律禁止を原則禁止に変更

（5）第31南極特別保護地区

- ・当該地区における航空機の低空飛行の禁止範囲を削除し、当該地区における航空機の低空飛行を原則禁止に変更
- ・当該地区における野営指定地点を削除し、当該地区における野営を一律禁止に変更

（6）第55南極特別保護地区

- ・当該地区における車両の使用禁止について、管理活動のために必要な場合を除くという除外規定を削除し、原則禁止に変更
- ・当該地区における航空機の低空飛行の一律禁止を追加

- ・当該地区における建築物その他の工作物の設置禁止について、科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除くという除外規定に、教育活動のために必要な場合を追加

(7) 第 57 南極特別保護地区

- ・当該地区における車両の使用の一律禁止を原則禁止に変更
- ・当該地区における航空機の低空飛行の一律禁止を追加
- ・当該地区における野営の一律禁止を原則禁止に変更

(8) 第 58 南極特別保護地区

- ・当該地区における航空機の着陸の原則禁止を追加

(9) 第 59 南極特別保護地区

- ・当該地区における航空機の低空飛行の一律禁止を追加

(10) 第 67 南極特別保護地区

- ・当該地区における車両の使用の一律禁止を原則禁止に変更
- ・当該地区において、近づくことを禁止している南極鳥類及び南極哺乳類、並びにその距離について、種、幼獣又は成獣、換羽期、繁殖地又は海水にいる場合などに分け、それぞれ近づくことを禁止する距離を追加

(11) 第 76 南極特別保護地区（新規策定）

- ・新たに南極特別保護地区を指定し、次の通り要件を定める

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。
- 二 当該地区内の陸域では徒歩で移動すること。
- 三 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

オオフルマカモメ (<i>Macronectes giganteus</i>)	五十メートル
ナンキョクオットセイ (<i>Arctocephalus gazella</i>)	十五メートル
その他の鳥類及び南極哺乳類のうち食肉目に属する種	五メートル

- 四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
- 五 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。
- 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
- 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

- 九 当該地区内に調理していない家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
- 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
- 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
- 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

(12) 第77 南極特別保護地区（新規策定）

- ・新たに南極特別保護地区を指定し、次の通り要件を定める

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
- 二 当該地区内では車両を使用しないこと。
- 三 当該地区内の陸域では徒歩で移動すること。
- 四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
- 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
- 六 当該地区内では野営しないこと。
- 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 九 当該地区内に調理していない家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
- 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
- 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
- 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

(13) 第78 南極特別保護地区（新規策定）

- ・新たに南極特別保護地区を指定し、次の通り要件を定める

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。
- 二 当該地区内では車両を使用しないこと。
- 三 毎年十月十五日から翌年の二月十五日までの期間は、回転翼航空機はペンギン及びトウゾクカモメの繁殖地の直上空域を飛行しないこと。

四 毎年十月十五日から翌年の二月十五日までの期間は、原則として、当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度六百メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度一千メートル以下の空域

五 毎年十月十五日から翌年の二月十五日までの期間は、原則として、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。

六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。

七 当該地区内では野営しないこと。

八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十 当該地区内に調理していない家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。

十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

3. 南極史跡記念物一覧表の変更（施行規則第8条及び別表第4関係）

南極史跡記念物として新たに以下の1つを登録する。

- ・1819年に消息を絶ったスペイン船「サン・テルモ」の沈没船